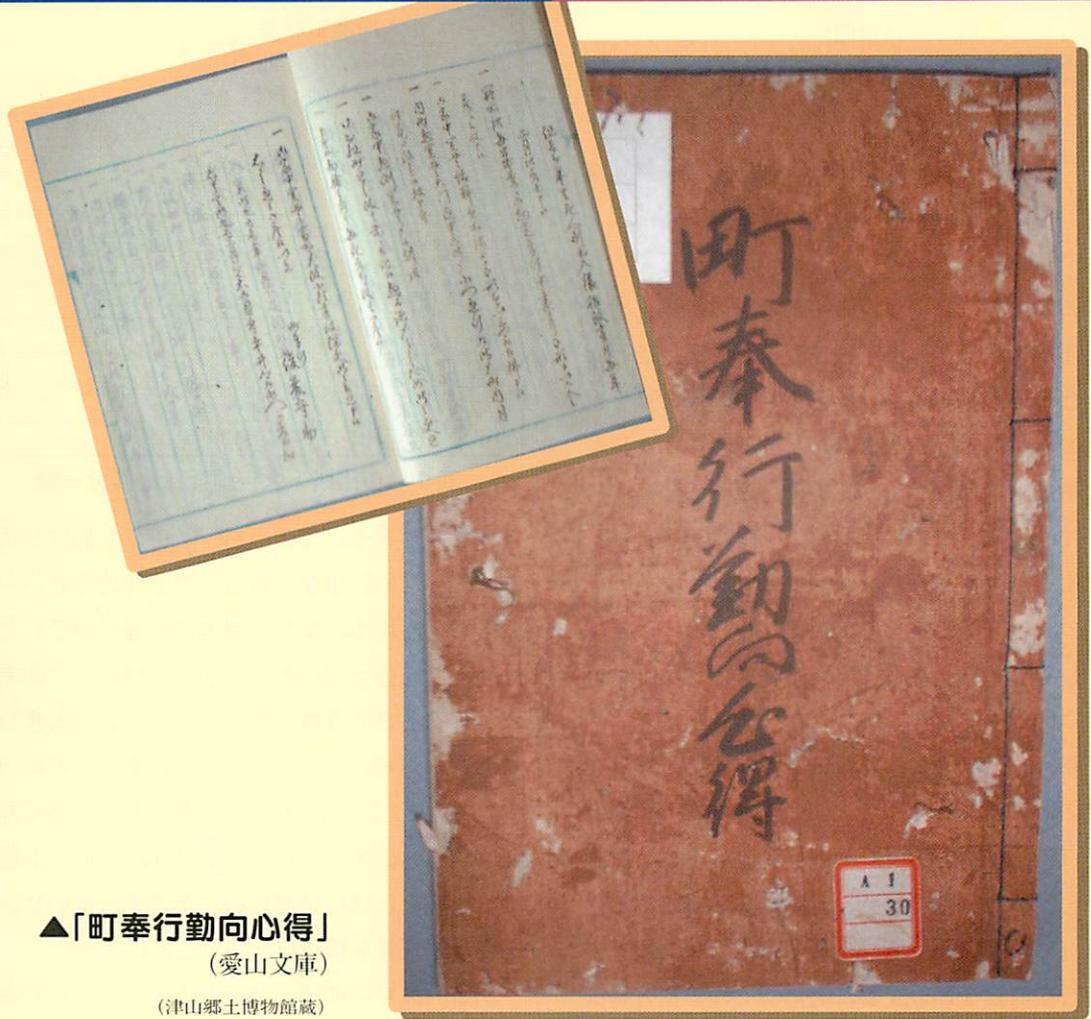


# 大博物館

NO. **44**  
2004.10

津山郷土博物館

だより



▲「町奉行勤向心得」  
(愛山文庫)

(津山郷土博物館蔵)

寛政八年（1796）六月二十三日、当時の町奉行増見右門は大目付平井郷左衛門に対して、「当役者類役と引離れ場合不相応之旧格も有之候処当時二者御存知も無之趣」で「昨年も八朔=蒙御不審候」ため、書類を提出している。つまり、町奉行の以前からの格式のうち忘れられているものもあり、不審がられた事があったので、今後のために旧格を記して提出した、のである。その

資料は「町奉行役先格」といい、「町奉行勤向」・「断獄凡例録目次」という関連資料と合冊され、「町奉行勤向心得」（愛山文庫）と題されている。このうち「町奉行勤向」は天明九年（1789）に増見右門の前任者後藤守助が作成したもので、この中には町奉行職務遂行のために必要な手続きについて具体的に記されている。

寛政四年（1792）六月二十六日の町奉行日記に次のような一文がある。

「一 町方物騒ニ付物頭廻り

（中略）

当役ニ而者取損御免之義ニ候得者烏散成ルものハ即刻捕取可申。申迄ハ無之候得共郡代当役ハ御委任之役ニ候得者心付候義者無遠慮可取計旨一学殿被仰聞（後略）」

（愛山文庫「町奉行日記」）

津山藩における町奉行の決裁権限はほとんどなく、また、藩でも町奉行職を軽視していたことは以前から言われていた。その職務は前例の繰り返しと御用所への伺いがほとんどであり、かなり些細な事項と思われることでも御用所への伺いの後でなければ決定できていないと、『町奉行日記一』（津山郷土博物館刊）にも記されている。そのことに、この文章にある「御委任之役」という言葉は少しそぐわないように思える。そこで、町奉行職について検討してみた。

町奉行の職務については天明九年（1789）、当時の町奉行後藤守助が大目付佐々木右近へ提出した「町奉行動向」（『町奉行動向心得』、愛山文庫）という資料があり、その詳細が記されている。「町奉行動向」には102項目にわたって、町奉行が職務を遂行するにあたっての事務分掌などが記されている。この中で、御用所や大目付の沙汰を受けなければならないものが17項目（表1）。これは全体の17パーセント弱にあたり、決して多いとはいえないように思われる。

そこで、実際に町奉行日記に記載されている記事を分析することによって町奉行の職務の範囲を検討してみたい。寛政四年正月から六月までで、御用所や大目付などからの達しや連絡を除く記事

1	座頭・警女へ祝儀・布施
2	臨時町触
3	町人家中へ慮外致追込以上
4	他所他国人別出入
5	非人加廻始終共
6	大年寄・札元他国行
7	他領役人中江書状差出
8	町方士官たる者10日以上逗留
9	町方之者他領蔵元請合
10	落切手・拾切手
11	行倒者相果
12	町方喧嘩重傷
13	町方出奔人別除帳
14	出羽守様御通行先触
15	堀足代下ろし
16	配当場上京
17	七月十四日夕町方相廻

表1 御用所・大目付沙汰必要分一覧

は424件ある。このうち、どこにも届けや伺いをしていない記事が266件で全体の62パーセント強を占める。また、事案の処理が終了した後、届けなどを行っているものが57件あり、両者をあわせると323件、実に76パーセント余りとなる。一方伺いや沙汰を受けた記事は「町奉行動向」の17パーセントよりは多少割合が高くなっては居るものの、101件、24パーセント弱と、やはり多いとはいえない。そこで、伺いや沙汰を受けた記事を検討していくことにする。

記事の大半は他領・他国との人別出入りである。48件あり、47.5パーセントを占めている。人別の出入りに関する記事は、全体では99件あるが、領内での出入りは町奉行が専決し、領外との出入りは御用所の沙汰を仰がねばならない決まりであったことは「町奉行動向」に記されている。

「一 他所他国人別出入及御沙汰候」

「一 市郷人別出入之儀郡代引合之上承届候」

（「町奉行動向心得」）

なお、城下町内での人別出入りについては、特に記載はないので、町奉行のみの事務処理だったのであろう。

次に多かったのが犯罪者の処罰関係で、12件、11.8パーセントである。町人の処罰について、「町奉行動向」では次のように、家中に対する無礼に対して追込以上の刑に処す際、伺いを立てることになっている。

「一 町人御家中江慮外等致し断有之追込以上之儀者御窺申上候（後略）」  
 （「町奉行動向心得」）

しかし、家中に対する以外にも、追込以上の刑の場合、伺いをするのが例であったようである。

「一 小性町長吉当春田中屋基治方ニ而博奕参会いたし依之咎メ牢舎可申付哉之旨相伺置候処御指図有之（後略）」  
 （「町奉行日記」寛政四年三月六日条）

ただし、犯罪者の検挙・取調については町奉行所が郡代などと連絡を取りながら行っている。

「一 南新座小田中村分和助助利助方ニ而去ル六日夜博奕参会いたし趣相聞町方心当り之者昨夜来夜廻へ出番ら相相今左之者とも役所へ呼出遂吟味片付候分ハ手鎖組合へ預ケ申付宿利助之儀郡代中へ及懸合（後略）」  
 （「町奉行日記」寛政四年二月十六日条）

その他、他領役人への書状差出、臨時町触、町廻り、堀への足代下し、孤独扶持関係など、いずれも「町奉行動向」にあるものの記事が、1～4件程度ある。これ以外に、「町奉行動向」には記載されていないにも関わらず、御用番へ伺い・沙汰を受けているものが30件、全体の29.7パーセントもある（表2）。その内容は米の津留や原料高値による油・豆腐の値上げなど経済に関するものから、入牢者であった父親への孝行に対して、取り捨てになるはずの死骸を親類へ下げ渡すといった特別措置、赤芥子の試験栽培期間延長な

どあまり例のないこと、泥酔者の溺死や城下町で乱暴狼藉の末、逃亡するなど重大な事件・事故までさまざまである。全体として、通常の業務の範囲を超えた重要な事案に対して、伺いや沙汰を受けているといえるであろう。

1 牢内父親孝行に付き死骸親類被下	16 勘当差免
2 泥酔者溺死（横山村分）	17 流産
3 油値段引き上げ	18 津留解除もち米川下
4 他領者城下にて乱暴狼藉	19 懐胎月間違い
5 講元交代	20 懐胎月間違い
6 關所銀取り扱い	21 牢内重病人出牢願
7 盗品質入質屋他出留など処置	22 重病出牢人死亡遺体処分
8 大年寄妻出産血忌	23 酒道具夏洗い
9 米津留	24 牢内病人出牢養生
10 心学講義について	25 出生減少につき取調
11 城下喧嘩狼藉逃亡	26 札元役免・苗字帯刀
12 盗品質入に付き出頭要請	27 幕府御用通過
13 豆腐値段上げ	28 赤芥子試験栽培延長
14 除帳者帰住居願い	29 婦り人無届処罰
15 大溝さらえ	30 馬持大豆拝借願

表2 「町奉行動向」以外御用番伺・沙汰一覧

資料を検討した結果次のようなことがいえよう。すなわち、城下町全体の経済・風俗の根幹に関すること及び他領に関係すること、犯罪者の処罰に関しては御用所へ伺い・沙汰を受けなければならなかった。言い換えると、津山町奉行は城下町の行政や治安をその職務の範囲としているが、それは限定されたもので、重要な案件や特殊な事柄については上位者の決済を仰がねばならなかったのである。したがって、六月二十六日の町奉行日記にあった「御委任」とは、「烏散成ルもの」の検挙に対するものであって、城下町の治安や行政に対する全体的な委任ではなかった。しかしながら、「些細な事項と思われることでも御用所への伺いの後でなければ決定できていない」わけではなく、当然町奉行の判断で決定することもあったが、それは限定的なものであったといえるだろう。

（乾 康二）

# 弥生土器をつくる

実施しました



▲土器づくり風景(7月22日)

◆この歴史教室は弥生土器の作り方を復元しながら、弥生時代の技術や生活を学習する内容となっています。7月22・23日に、粘土で土器を作り、8月13日に、屋外で野焼きをしました。小学5・6年生25名が参加し、どのように感じてくれたのでしょうか。次に子供たちの感想文を紹介します。

★ねんどをこねる時かたくてむずかしかったです。弥生土器を作るのは初めてです。特におもしろかったところは、ねんどとねんどをくっつけて、きれいにするところです。特にむずかしかったところは、ひろげて、ちぢめるところです。土器を作るのは、けっこうむずかしいなあと思いました。後のほうになるとつかれてめんどくさくなりましたが、完成したら、とてもうれしかったです。もようをつけるのも楽しかったです。土ぶえをつくるのもおもしろかったです。  
(清泉小5年 川上真未さん)

★土器を組み立てる時、バランスを考えなかったので、少し変な形になってしまったけど、初めてにはよくできた、と思った。土鈴のつくり方で丸の形にするのがむずかしかった。それを半分にわけて、中のねんどを取り出すのは、そとがわのかたちをくずしそうできんちょうした。笛をつくる時、たまごの形をつくるので、そこは、少しへんになった。中をとりましたのは、うまくできたと思う。笛に穴を開ける時、大きさがわからなくて、すし大変だった。土器づくりは、昔の人とはやり方がちがうけど、これだけの時間をかけてつくっていると思うと、すごいなと思った。  
(弥生小5年 清水美沙さん)

★土器を作るのは、けっこうむずかしかったけどとても楽しかったです。ねん土をねった時、ちょっときもちわるかったけど、だんだんねるのが楽しくなってきました。丸めてだんだん上につみ上げていくだけけれども、なかなか思ったようにいいのができなかったけど、自分的にはいいのが作れたと思っています。それから笛を作って、それから何日かかんそうさせ焼きました。とても暑かったです。来年も参加したいです。  
(佐良山小5年 櫻井秀樹君)

★土器作りがかん単そうでむずかしかった。むずかしかったのは2つある。1つ目は、さっさと作らなかつたら使うねん土が固まってしまう事。もう1つは、ひびがでないようにしんちょうにやるのがむずかしかったです。たまご形のふえをつくったり、すずをつくったりするのがおもしろかった。2つ土器をつくった中で最初のは失敗したけど、やっていくとなれるのが、2つ目の土器はうまくできたと思う。またやってみたい。  
(弥生小5年 下山桃佳さん)

★今年は去年の物よりも小さいけど、表面がきれいな物や難しい物が作れたので良かったと思います。ねん土を練ってのはしている時、昔の人もこんなふうにして作っていたんだなあと思いました。火をおこす時、けむりはでるけど炎はつかなかったので、昔の人とちがうのかなあとき固に思いました。先生がマッチで火をつけていたので、昔に比べて、今はかなり進歩したなあと思いました。6年生だから、来年も来ることができたら、また来たいなあと思いました。  
(佐良山小6年 佐藤翔一君)

★ぼくが思っていた土器の作り方や大きさ、種類とは全然ちがうので、どうしたらいいかと困りました。でも、しっばいしながらもとても良い物が作れたのでうれしいです。ぼくが作った土器は他の人が作った土器とちがう種類が作れた事が自慢です。最後、焼くときは、そのまま火の中に入れるのかと思ったら、まず火の周りに置いて暖めてから火に近づけ色が黒くなってから火に入れるという順序があるので、へえ〜と思いました。本当にこの子供歴史教室で土器が作れてよかったです。  
(鶴山小6年 八木祐貴君)

★最初、「土器作り」ときいて難しそうだなあと思ったけど、やってみると意外にかんたんでした。ねん土をさわったとき、ふつうのねん土よりかたかった事や、初めて土器をつくった時、全体を通してすごくいい経験になったと思います。でも、昔の人はよくこんな事が考えられたなあ…と1つ疑問です。それに、土器を作っているさい中、うまくキレイにできませんでした。博物館にかざってあった土器をみて、なんでこんなにキレイにできるのかなあと思ったけど、作っていたらなれてきて、思い通りの土器ができました。子供歴史教室を通して、これからもいろいろな事にちょうせんしていきたいと思いました。  
(北小6年 市本 曜さん)

★ねん土は思ったよりかたかったです。こねていくうちにだんだんやわらかくなっていくのがおもしろかったです。へびみたいにのばして、まいていくのがとても大変でした。ヒビをいかせないようにしんちょうにやりました。そのおかげでかなり時間をとりました。その次の日には、スズや笛をつくりました。くりぬいたりかわかすのが続いたので、ぼくはその間にはにわや大仏をつくりました。そっちのほうは意外とかんたんにできました。とても楽しい思い出になりました。  
(佐良山小6年 河本達也君)

## 博物館入館案内

- 開館時間：午前9：00～午後5：00
- 休館日：毎週月曜日・祝日の翌日  
12月27日～1月4日・その他
- 入館料：一般 210円(160円)  
高校・大学生 150円(120円)  
中学生以下 無料  
※( )は30人以上の団体

## 大 博物館だより No.44 平成16年10月1日発行

編集・発行：津山郷土博物館  
〒708-0022 岡山県津山市山下92  
☎(0868)22-4567 ㊟(0868)23-9874  
E-mail：tsu-haku@tv.tn.ne.jp

印刷：(株)廣陽本社

大 は津山松平藩の楨印で剣大といひ、現在津山市の市章となっている。